裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成27年10月26日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　寺田　逸郎

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

(1)　長期組合員　次号から第４号までに規定する組合員以外の組合員

(2)　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

(3)　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(4)　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

２　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第17条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。

第29条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第31条第１項中「第１号の２」を「第２号」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項」を「第99条第６項」に改め、同条第５項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附則第６条第１項及び第８条中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月26日から施行し、同年10月１日から適用する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月十六日
掲載頁　五十九頁（号外第二八二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月十六日
掲載頁　五十五頁（号外第二八二号）

平成二十七年十二月二十四日

埼玉県春日部市永沼一八二一番地八
（甲）武蔵野サービス株式会社
代表取締役　原田　勝功

埼玉県春日部市永沼一八二一番地八
（乙）株式会社エーワンサービス
代表取締役　原田　勝功

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年十二月十一日
掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年十二月十一日
掲載頁　四頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年十二月十一日
掲載頁　四頁

合併公告

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十六日
掲載頁　九十二頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十一月十七日
掲載頁　五十八頁（号外第二五九号）

平成二十七年十二月二十四日

東京都中央区銀座五丁目一二番八号
（甲）王子インターパック株式会社
代表取締役社長　水田　穣治

神奈川県伊勢原市鈴川二〇番地
（乙）エフピー紙器株式会社
代表取締役社長　今村　廣義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十二月二十四日

東京都練馬区東大泉一丁目二九番一号ゆめりあ一―九〇一
（甲）株式会社明和
代表取締役　土屋　正年

群馬県伊勢崎市下道寺町五一〇番地
（乙）株式会社Ｍｅｉｗａ，Ｆｏｏｄｓ
代表取締役　吉田　励

東京都練馬区東大泉一丁目二九番一号ゆめりあ一―一〇〇一
（丙）株式会社東紅茶業
代表取締役　土屋　正年

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月十四日
掲載頁　八十二頁（号外第二七九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月十四日
掲載頁　九十頁（号外第二七九号）

平成二十七年十二月二十四日

東京都品川区大井三丁目三番三号
（甲）ブレイン・ネットワークス株式会社
代表取締役　矢部　彰大

川崎市川崎区南町七番地一―二〇五
（乙）株式会社ブレイン・ネットワークス
代表取締役　矢部　彰大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年十二月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十五日
掲載頁　四十一頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月二十四日
掲載頁　七十頁（号外第一六七号）

平成二十七年十二月二十四日

新潟県柏崎市北斗町四番二八号
（甲）株式会社リケンキャステック
取締役社長　中野内幸雄

新潟県柏崎市北斗町四番四〇号
（乙）株式会社テムコ
取締役社長　中野内幸雄

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十五日
掲載頁　四十一頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月二十四日
掲載頁　七十頁（号外第一六七号）

平成二十七年十二月二十四日

新潟県柏崎市北斗町四番二八号
（甲）株式会社リケンキャステック
取締役社長　中野内幸雄

新潟県柏崎市北斗町四番四〇号
（乙）株式会社テムコ
取締役社長　中野内幸雄